

『 相模原市建築工事共通費積算基準 』  
【令和5年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P1  
1 共通費の区分と内容

改 定

現 行

根拠

この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。  
(1) 公共建築工事共通費積算基準 **令和5**年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。  
ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

根拠

この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。  
(1) 公共建築工事共通費積算基準 **平成28**年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。  
ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占 <b>用・使用</b> 料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 <b>交通誘導・安全管理</b> 等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに <b>端材等の処分及び除雪</b> に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
<b>情報システム費</b>	<b>情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</b>
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占 <b>存</b> 料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・ <b>合図</b> 等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外 <b>及び</b> 敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <b>屋外</b> 発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P1~P2  
1 共通費の区分と内容

改 定

現 行

表-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	(省略)
租 税 公 課	(省略)
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用者労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。
施 工 図 等 作 成 退 職 金	施工図・完成図等の作成に要する費用 現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通 信 交 通 費 補 償 費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	(省略)
租 税 公 課	(省略)
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用者労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施 工 図 等 作 成 退 職 金	施工図等を外注した場合の費用 現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費 補 償 費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P 3～P 4  
1 共通費の区分と内容

改 定

現 行

2 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。  
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－7による。  
なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。  
  - ・現場環境改善費
  - ・工事場所以外の屋外整理清掃費
  - ・新たな施策等の試行による特別な費用

表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費 仮設建物費	敷地整理(新営の場合)、 <u>道路占用・使用料</u> 、その他の準備に要する費用 監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費 環境安全費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用 安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分 <u>並びに端材等の処分</u> に要する費用
機械器具費 その他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 <u>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費</u> 、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なものの費用

2 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。  
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－7による。  
なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5及び表－6とする。

表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費 仮設建物費	敷地整理(新営の場合)、その他の準備に要する費用 監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。 <u>ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く</u>
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。 <u>ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</u>
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外 <u>及び</u> 敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <u>屋外</u> 発生材処分等に要する費用
機械器具費 その他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 <u>コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費</u> 、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なものの費用

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P 4 ~ P 5  
2 共通仮設費の算定

改 定

現 行

表-6 電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。 <u>台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</u>
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分 <u>並びに端材等の処分</u> に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。  
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

表-6 電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。 <u>ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</u>
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。 <u>ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</u>
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外 <u>及び</u> 敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <u>屋外</u> 発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に通常の建物本体工事に含まれない表-7に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表-7 その他工事

特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事  
造園工事  
舗装工事  
取り壊し工事  
電波障害防除設備工事  
さく井設備工事

- (6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。  
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

改 定	現 行
<p>3 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 現場管理費率は、別表-8から別表-14によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 現場管理費率に含まれる内容は表-2による。</p> <p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。</p> <p>(5) <u>昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に</u>単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p>	<p>3 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、<u>発生材</u>処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 現場管理費率は、別表-8から別表-14によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 現場管理費率に含まれる内容は表-2による。</p> <p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。</p> <p><del>(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。</del></p> <p>(6) <u>その他工事を単独で</u>発注する場合<u>並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は</u>、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p>

改 定	現 行
<p>4 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。</p> <p>(3) <u>昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に</u>単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。</p> <p>(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。</p>	<p>4 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。</p> <p>(3) <del>その他工事を単独で</del>発注する場合 <u>並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は</u>、別途一般管理費等を算定する。</p> <p>(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。</p>

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P8~P9  
別表

改定

現行

別表-1 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-1 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式 <del><math>Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}</math></del> ただし、Kr : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. Kr の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表-2 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式 <del><math>Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}</math></del> ただし、Kr : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. Kr の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P10~P11  
別表

改定

現行

別表—3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$Kr$ : 共通仮設費率 (%) (注4) $P$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $Kr$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0002}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0002}$
算定式 <del><math>Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}</math></del> ただし、 $Kr$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $Kr$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表—4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$Kr$ : 共通仮設費率 (%) (注4) $P$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $Kr$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0008}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0008}$
算定式 <del><math>Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6020}</math></del> ただし、 $Kr$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $Kr$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P12~P13  
別表

改定

現行

別表—5 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$Kr$ : 共通仮設費率 (%) (注4) $P$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $Kr$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—5 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	$5.51\%$
	下限	$4.86\%$
共通仮設費率 共通仮設費率算定式により算定された率		
算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 $Kr$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $Kr$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表—6 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$Kr$ : 共通仮設費率 (%) (注4) $P$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $Kr$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—6 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える
共通仮設費率	上限	$4.96\%$
	下限	$1.73\%$
共通仮設費率 共通仮設費率算定式により算定された率		
算定式 $Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、 $Kr$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $Kr$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

改 定

現 行

別表—7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

<u>共通仮設費率 (注1)</u>	<u><math>Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)</math> (注2・3)</u> <u>Kr : 共通仮設費率 (%) (注4)</u> <u>P : 直接工事費 (千円)</u>
<p><u>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</u>  <u>(注2) Exp()は、指数関数<math>e^()</math>を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</u>  <u>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</u>  <u>5,000 (千円) <math>\leq</math> P <math>\leq</math> 500,000 (千円)</u>  <u>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u></p>	

別表—7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

<u>直接工事費</u>	<u>1千万円以下</u>	<u>1千万円を超え5億円以下</u>	<u>5億円を超える</u>
<u>共通仮設費率</u>	<u>3.08%</u>	<u>共通仮設費率算定式により算定された率</u>	<u>2.07%</u>
<p><u>算定式</u>  <del><math>Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}</math></del>  <del>ただし、Kr : 共通仮設費率 (%)</del>  <del>P : 直接工事費 (千円)</del></p> <p><del>注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</del>  <del>注2. Kr の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</del></p>			

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P15~P16  
別表

改定

現行

別表—8 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 純工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 5,000,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—8 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表—9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—9 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
算定式 $J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P17~P18  
別表

改定

現行

別表—10 現場管理費率（新営電気設備工事）

別表—10 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 500,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
算定式 $J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表—11 現場管理費率（改修電気設備工事）

別表—11 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

純工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$
算定式 $J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う $T$ : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P19～P20  
別表

改定

現行

別表—12 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 500,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—12 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	31.23%	$16.52 \times N_p^{-0.1956}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	17.14%	$9.067 \times N_p^{-0.1956}$
算定式 $J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う $T$ : 工期 (か月) 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表—13 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3)
	$J_o$ : 現場管理費率 (%) (注4) $N_p$ : 直接工事費 (千円) $T$ : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表—13 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	42.07%	$46.795 \times N_p^{-0.3009}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	15.25%	$16.965 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.66487}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う $T$ : 工期 (か月) 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。		

改 定

現 行

別表—1 4 現場管理費率（昇降機設備工事）

<u>現場管理費率</u> <u>(注1)</u>	<u><math>J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)</math> (注2・3)</u>
	<u><math>J_o</math>: 現場管理費率 (%) (注4)</u> <u><math>N_p</math>: 純工事費 (千円)</u>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。                  (注2) <math>\text{Exp}()</math>は、指数関数<math>e()</math>を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。                  (注3) <math>N_p</math>が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。  <math>5,000</math> (千円) <math>\leq N_p \leq 500,000</math> (千円)                  (注4) <math>J_o</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表—1 4 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
<p>算定式  <del><math>J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}</math></del>                      ただし、<math>J_o</math>: 現場管理費率 (%)  <del><math>N_p</math>: 純工事費 (千円)</del>                      注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。                      注2. <math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

相模原市建築工事共通費積算基準の改定について

P 2 2  
別表

改 定

現 行

別表—15 一般管理費率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表—15 一般管理費率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表—16 一般管理費率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表—16 一般管理費率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表—17 一般管理費率（機械設備工事・昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表—17 一般管理費率（機械設備工事・昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円） 注1. $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			